|  |
| --- |
| 景観まちづくり助成相談申込書**★記入者ご自身についてお書きください。**お名前：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　屋号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先住所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 連絡先電話番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　**★建物や建物まわり（建築設備、看板類、植栽、自販機、シャッターなど含む）の** **修景整備について、現時点で予定している内容をお聞かせください。**建物、店舗等の名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 同　住所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　整備予定内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記入例： 「外壁を板に張り替える」「屋根を葺き替えて色を変えたい」「外観全般を改装したい」「玄関先をうまく作り替えたい」「看板を木製のものに取り替える」「室外機を木の格子で隠したい」「植栽を増やしたい」など整備予定時期：　　平成　　　　　年　 　　　月　ごろ整備予算規模：　　約　　　　　　　万円★その他、上記内容の補足、相談したいこと、疑問点などご自由にお書き下さい。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**ご協力ありがとうございました。**今後とも街なみ環境整備事業へのご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。 |

**草津町 街なみ環境整備事業補助金交付要綱（概要）**

 **補助金交付の対象者**（第４条）

* 景観まちづくり協定（以下「協定」という。）に同意した者
* 街なみ環境整備方針と協定に沿った修景整備等を実施する者

 **支援の流れ**

町長

申請者

①申請（第6条）

（１ヶ月前まで。申請書、工事見積書等を提出。）

③交付決定の通知（第7条-8条）（必要な条件を付すことも）

②審査（第7条-8条）

協定内容等に適合しているか？必要な条件を付けるか？

※協議会や専門家の意見等をもとに審査を行う。

⑩補助金の支払い（第14条）

30日以内

⑪補助の対象となった建築物等の適正管理（第15条）と、保守期限（建築物：10年、建築設備等: 5年）（第16条）

⑦実績報告の内容確認、補助金の額を検討（第12条）

実績確認ができない場合等は、補助金の交付決定を取消（第13条）

⑨補助金の請求（第14条）

④修景整備等に着手

（第9条）

⑤事業の変更又は中止の申請（第10条）

⑥整備完了時の実績報告

（第11条）

⑧補助金の確定額を通知

（第12条）

⑫ ⑪に適合しない場合、補助

　　金の全部又は一部の返還

　　請求（第17条）

**補助対象経費**（第５条）

※ 毎年度予算の範囲内、かつ、下表の額の範囲内において、町長の決定した額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
| 一般建築物（景観重要建造物等を除く。）　の改修等（外観のみ） | 3分の2以内 | 200万円 |
| 景観重要建造物や角地の建築物など、景観の改善に大きく貢献すると町長が認めたものの改修等（外観のみ） | 400万円 |
| 建築設備、屋外広告物等の除去、隠ぺい、改善等 | 50万円 |
| 塀・柵・生け垣や、植栽等の外構の改善等 | 50万円 |
| 建築設計費（国の定める建築設計料率を乗じて得た額が限度） | 100万円 |
| その他、景観の改善に貢献すると特に町長が認めたもの | 50万円 |